

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

### 記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
  - 鶴川内地区  
（梶, 羽田, 桑原城上, 桑原城下, 宮原, 横手, 菫野, 長谷, 木佐木野, 尾原, 米次, 田代中, 田代下）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成29年12月21日
- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
  - 経営体数  
個人： 56 経営体  
法人： 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手はあるが、十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
「農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区」が平成28年度より実施されており、その事業の実施要件として、担い手への農地集積・集約率をその対象地区内で50%以上を確保しなければならない。その集積・集約の手段として農地中間管理機構を活用する。  
また、事業実施以外の農地においても、地域・個人の意向等を考慮し、活用が見込めれば、活用していく方向で検討。

## 6 地域農業の将来のあり方

これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、農地を守っていく。